

## 文化的施設整備事業に対する「意見書」等一覧

R05.10.11 文化的施設整備推進室

提出先	提出日	タ イ ト ル	提 出 者	役 職
議 長	10/11	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書	四万十町社会教育委員会	委員長
”	”	”	四万十町図書館協議会	会 長
”	”	”	四万十町立美術館運営審議会	副会長
”	”	”	任意団体 育つ会とおわ	会 長
”	”	”	元「四万十町文化的施設検討委員会」有志	(個人名)
町 長	”	四万十町文化的施設計画事業の継続を求めます (要望書)	”	会 長

分類	社会教育委員会	図書館協議会	美術館運営審議会	元「文化的施設検討委員会」有志	任意団体 育つ会とおわ
前文	今後このようなプロセスによる結果が繰り返されるようであれば、四万十町における生涯学習、文化活動やスポーツ活動の振興に滞りをきたし、私たち社会教育委員の役割も不必要なものとなっていくのではないのでしょうか。よって今回、四万十町議会が四万十町文化的施設の請負契約議案を否決したことについては誠に遺憾であり、支持できるものではなく、再検討していただきたく意見を申し上げます。四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、 <u>10月中旬に下記の対応をされるよう強く求めます。</u>	当協議会としては、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられますが、以下について議会としての考えをお示してください。	当審議会としては、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられます。今回の入札は、適正な手続きによって行われ、違法性なども認められなかったものと理解していますが、 <u>契約議案を否決した理由が、施設規模の見直し（特に規模縮小）を前提としているのであれば、以下について議会としての考えをお示してください。</u>	行政に対して政策の透明性・説明責任を強く求めるとき、行政以上に政策についての説明を町民に示し共有することは、議員の果たす職務です。「四万十町文化的施設検討委員会」自体は、すでに解散しておりますが、前述の通り、出来得る限りにおいて町民の意見をまとめていった責任ある委員の立場として、四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、下記の対応また開催を10月中旬に強く求めます。	私たちは、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられます。以下について議会としての考えをお示してください。
議会報告会	4. 下記1から3並びに今回の決議につき町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。	今回の議決について、議会基本条例第6条の規定による「議会報告会」の開催を求めます。	同 左	4. 下記1～3と決議について、町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。	今回の議決について、議会基本条例第6条の規定による「議会報告会」の開催を <u>10月中旬に強く求めます。</u>
規模の根拠	1. 文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、 <u>どの程度の規模と考えるのか、根拠とともに明示してください。</u>	①文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、 <u>どの程度の規模が妥当と考えるのか、根拠とともに明示してください。</u>	同 左	1. (同 左)	① (同 左)
完成時期及び事業費	2. 文化的施設の設計変更を行う必要があると考えるのであれば、 <u>完成がどれくらい先になるのか、また建設費についてどのように考えているのか、根拠とともに明示してください。</u>	② (同 左)	同 左	2. (同 左)	② (同 左)

分類	社会教育委員会	図書館協議会	美術館運営審議会	元「文化的施設検討委員会」有志	任意団体 育つ会とおわ
財源見直し			【②続き】特に美術館については、財源として必要不可欠な合併特例債が使えなくなった後の財源の想定をお示してください。		④今回の契約議案の否決に伴い、設計の見直しが必要になると思われますが、その場合に令和7年度末で期限を迎える合併特例債の活用が困難になる可能性が高いと思われます。その見直しや、今後の工程(スケジュール)を、議会としてどのように考えられているのか？
合併特例債					また、仮に合併特例債がどの施策にも使えなくなると見込まれる場合は、議会としてそれをどのように考えるのか？具体的にお示してください。
施設の在り方等の見直しの必要性			③文化的施設の在り方(美術館を含めた複合施設とすべきかなど)を見直す必要があるとお考えでしょうか。見直す必要があると考えるのであれば、 <u>合併特例債の活用が困難となる美術館について、美術館の必要性も含めどのようにお考えでしょうか。</u>		
見直し方法	3. <u>文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。</u>	③(同左)	④ <u>文化的施設の在り方そのものの見直しが必要と考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。</u>	3. 文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。	③(同左)
十和分館					【③続き】特に十和分館について、図書館の本館と分館の役割も含めてどのように考えているのか、具体的にお示してください。
美術館			⑤文化的施設の設計や計画の見直しが必要だと考えるのであれば、 <u>その間の美術館の収蔵環境や美術作品の保管と修復・維持について、どのように考えているのか具体的に示してください。</u>		